

# コンプライアンスの推進

当社では「行動指針」において“法令遵守と社会の良識に則り行動する”ことを宣言しています。コンプライアンスはCSR経営の基盤と考え、従業員の教育や意識啓発などを中心に取り組んでいます。

## コンプライアンス基本方針

2005年3月に「コンプライアンス基本方針」を公表し、併せて「コンプライアンス規程」を制定しました。当社の「コンプライアンス」の定義は、狭義の法令遵守にとどまらず、法令の背景にある社会通念やグループ経営理念、当社行動指針、社内諸規程の遵守を含むものとなっています。

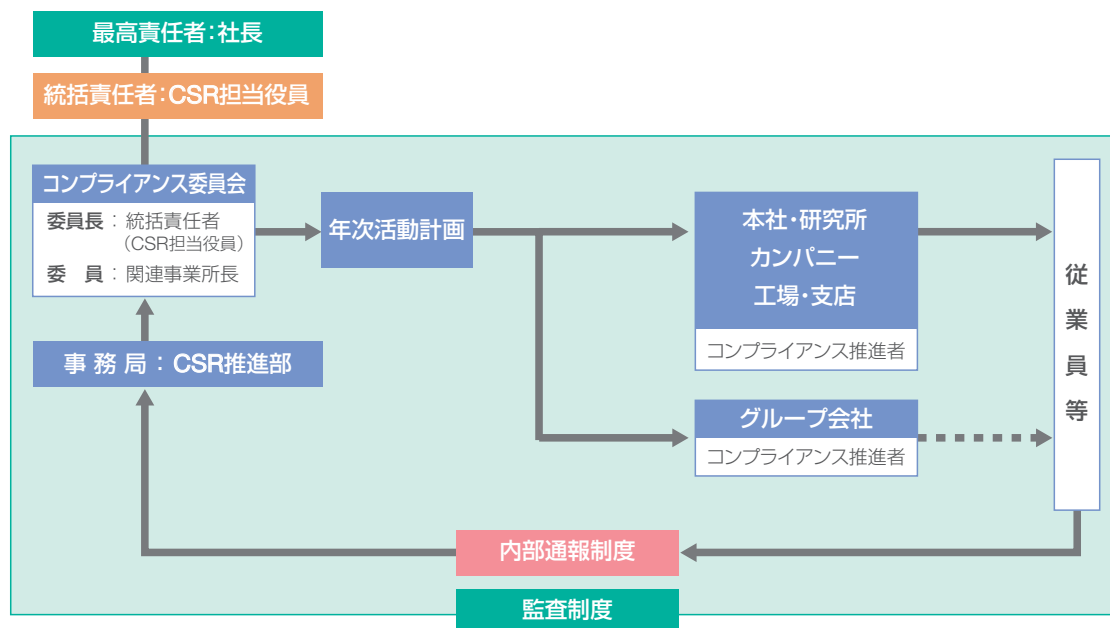
### コンプライアンス基本方針

- 経営理念、行動指針、社会規範の遵守
- 社内諸制度・規程の整備と周知徹底
- グループ各社の連携と教育・啓発活動推進
- 問題発生時の適切な対応と施策打ち出し
- 必要な情報の適時・適切な開示とコミュニケーション
- 国際基準・ルール遵守と現地文化・習慣尊重
- 反社会的勢力・団体の不正・不当な要求拒否

## コンプライアンス推進体制

コンプライアンスの最高責任者は社長であり、統括責任者（CSR担当役員）を委員長とした「コンプライアンス委員会」を運営しています。コンプライアンス

### ■ コンプライアンス推進体制



委員会では年次活動計画に基づきコンプライアンス推進者と連携し、教育計画等を実行するとともに、内部通報制度や監査を含めたモニタリング体制を構築しています。

また、主要なグループ会社ではコンプライアンス推進者（リスク管理推進者を兼務）を選任し、各社においてコンプライアンスに取り組んでいます。当社では、その推進者に対して研修会を実施するなどのサポートをしています。 [関連ページ ▶ P23](#)



### 内部通報制度について

公益通報者保護法の制定により、2005年8月より「コンプライアンス・ホットライン」を設置しています。通報受付窓口は社内と社外に一つずつあります。社内ではCSR推進部が窓口を務め、施錠された専用の部屋に電話・Faxの専用回線を敷き、パソコンには専用アドレスを設け、担当者だけがその部屋に入室できます。社外窓口は弁護士事務所に依頼しています。

また「内部通報制度運用規程」の中で、この制度を利用したことを理由に通報者に不利益な取り扱いがなされないよう定めています。



## コンプライアンス推進活動

### 教育・啓発活動

2007年度は階層別に研修方法やカリキュラムを工夫した教育啓発活動を行ない、コンプライアンス意識の浸透に努めました。新入従業員研修、入社2年目の従業員が対象のフォローアップ研修、新任管理職研修では、カリキュラムの中に「CSRとコンプライアンス」を入れて教育啓発を図っています。

#### 研修参加者の感想レポートより

##### 新入従業員研修より

- CSRやコンプライアンス意識を従業員全体に徹底させるための行動基準を細かく規定していることに驚いた。
- 企業の持つ影響力を再認識した。学生時代までとは責任の重みがまったく違うことを念頭に行動しなければならない。

##### フォローアップ研修より

- 社内習慣に基づいた行動でも、それが法に則っているかという客観的な視点で確認しなければならないと強く感じた。
- 当社グループの過去事例について議論する中で、自分の業務においてもコンプライアンスリスクがあることを再認識できた。

#### ■ 主な教育・啓発活動メニュー

- CSRトップ層研修[講演会]★
- 倫理月間社長メッセージ配信[ポータルサイト]
- 「行動基準」の周知[e-ラーニング・冊子配布]★
- 外部機関よりメルマガ配信[インターネット・メール]★
- コンプライアンス情報掲載[ポータルサイト]
- ミニドラマ放映[ポータルサイト]
- 環境法規制情報掲載[ポータルサイト]

★印はグループ会社へも提供

### 行動基準ケースブックとe-ラーニングテスト

2007年8月には、一人ひとりの行動のよりどころとして「行動基準」を制定しました。10月には具体的な行動場面を想定した事例集「行動基準ケースブック」を作成して全従業員に配布しました。また、ケースブックの内容の理解度を確認するためにe-ラーニングでテストを行なう仕組みを構築しました。



行動基準ケースブック

### グループ法務懇談会

企業経営に関わる重要な法改正が続いていることから、当社グループのコンプライアンス体制整備の一助とするため、法令改正への対応などの法務情報を共有する場として、グループ会社の経営層・法務担当者による懇談会を2005年度から開催しています。2007年度は以下のテーマで行ないました。

#### ■ グループ法務懇談会

	開催日	参加人数	テーマ
第8回	2007年5月11日	73社 88名	・ ロックアウトの正当性に関する最新判例から得られる教訓 ・ 倒産法制と債権管理
第9回	2008年3月13日	64社 74名	・ 株券の電子化への対応 ・ 法化社会と企業